

平成29年度 建築主事等養成直前研修 Q&A

質疑番号	種別	公開日	最終更新日	質問要旨	回答要旨	備考
1	考查B	平成29年 8月1日	平成29年 8月1日	H28年度の解答解説PPT資料No.41「平12建告第1436号四の二」の(1)について、開口部の基準は ・「居室又は避難の用に供する部分に面する開口部」は「遮炎の防火設備」 ・「それ以外の部分の開口部」は「遮煙の防火設備」という読み方で良いのでしょうか。	「居室又は避難の用に供する部分に面する」開口部は、令112条14項一号に該当する防火設備が必要ですが、「それ以外の」開口部には、戸又は扉を設ければよいための防火設備である必要はありません。したがって遮炎性能・遮煙性能についても不要です。	
2	考查B	平成29年 8月1日	平成29年 8月1日	H28年度の解答解説:道路高さ制限について 北側道路Cから3階車路手すり部分の高さの検討はしなくてよいのでしょうか。	解答例としては検討を記載しておりませんが、検討を行った方がより望ましいと思います。	
3	考查B	平成29年 8月1日	平成29年 8月1日	建築計画2 共同住宅部分のバルコニーと居室の間に防火設備が不要なのはなぜですか。	バルコニーは実体の機能として住戸の部分ととらえて区画不要と考えております。	
4	考查A	平成29年 8月1日	平成29年 8月1日	用途規制 法別表第2(は)項、令第130条の5の3によれば、第1種中高層住居専用地域において「食堂」は建築できると明記されていないが、平成24年考查ANo.11問題枝2では建築できる(許可不要)となっているのはなぜですか。	「食堂」は、飲食店のうち主に食事を提供するものですから、令130条の5の3においては飲食店として扱います。 このため、第1種中高層住居専用地域において「食堂」は、500㎡以内かつ2階以下であれば建築できます。 なお、「料理店」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1号に定めるものを指しますので、建築できる用途地域は限定されています。	